

美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例

令和元年11月8日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を継続することの是非に関して、町民の意思を明らかにするための住民投票を行い、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するために、町民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、令和元年12月1日から12月26日までの町長が定める日とし、町長は、投票日の前5日までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、町長の選挙権を有する者とする。

(資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、投票資格者について、住民投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の資格者名簿の調製について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。

この場合において、同法第27条第1項に規定する表示をなされた者は、資格者名簿に登録されていないものとみなす。

(秘密投票)

第7条 住民投票は、秘密投票とする。

(1人1票)

第8条 投票は、1人1票とする。

(投票所における投票)

第9条 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(投票の記載事項及び投函)

第10条 投票人は、陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を、継続(陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を継続)又は中止(陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を中止)のいずれかの欄に、自ら○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 前項に規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自らの投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより投票することができる。

(期日前投票等)

第11条 投票人は、第9条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票の効力の決定)

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第13条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの欄に記載したかを確認し難いもの
- (6) 投票用紙に何も記載していないもの

(住民投票の結果の告示等)

第14条 町長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、町議会議長に通知しなければならない。

(情報の提供)

第15条 町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、町民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報を提供するものとする。

2 町長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第16条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。

ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第17条 住民投票は、第1条の事項について投票した者の総数が、当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。

この場合において、開票作業その他の作業は行わない。

(投票及び開票)

第18条 投票資格者、投票場所、投票時間、投票管理者、投票立会人、開票場所、開票時間、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令13号)、美浜町公職選挙管理規程(平成11年美浜町選挙管理委員会規程第1号)及び指定投票区の指定及び指定関係投票区の決定(平成28年美浜町選挙管理委員会告示第34号)の規定並びに美浜町長選挙又は美浜町議会議員一般選挙の例によるものとする。

(投票結果の尊重)

第19条 住民投票が成立した場合は、町長及び町議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。